

(写)  
4 西 監 第 80 号  
令和 4 年 8 月 30 日

西 東 京 市 議 会 議 長 保 谷 なおみ 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 櫻 井 勉  
( 公 印 省 略 )

西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇  
( 公 印 省 略 )

西 東 京 市 監 査 委 員 佐 藤 公 男  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)  
4 西 監 第 80 号  
令和 4 年 8 月 30 日

西東京市長 池 澤 隆 史 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉  
( 公 印 省 略 )

西東京市監査委員 橋 本 勇  
( 公 印 省 略 )

西東京市監査委員 佐 藤 公 男  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

## 定期監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 第2 監査の対象

生活文化スポーツ部 産業振興課  
まちづくり部 交通課  
まちづくり部 建築指導課

### 第3 監査の範囲

監査対象の各課が行った令和3年度における財務に関する事務及びその他の事務の執行

### 第4 監査の期間

令和4年4月4日から令和4年8月19日まで

### 第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

### 第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

### 第7 監査の日程及び実施場所

1 実 査	令和4年5月25日、30日、31日	実施場所：各課執務室等
2 説明聴取	令和4年6月28日、30日	実施場所：監査委員室
3 講 評	令和4年8月10日	実施場所：監査委員室

### 第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

## 第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。  
なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

### 1 個別的指摘事項

#### (1) 生活文化スポーツ部 産業振興課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 補助金等交付に関する事務について、西東京市補助金等交付規則では、実績報告書の審査などにより、補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査することを定めているが、適切な実績報告書の審査を行っていないもの、要綱に基づく事業変更承認申請を行っていないものが見受けられた。

また、西東京市事務決裁及び専決規程では、事案ごとに専決できる者を定めているが、補助金の決定に係る起案において、決定金額に応じた区分による決裁者が規程と異なるものが見受けられた。

規則等にのっとり、適正な事務を行うべきである。

ウ 記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、データ移動のために使用する記録媒体は、使用後に記録媒体内のデータを消去し、未使用時には記録媒体内にデータがないようにすることを定めているが、記録媒体の一部にデータが消去されていないものが見受けられた。

手順にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。

#### (2) まちづくり部 交通課

ア 主管課契約に関する事務について、実施起案等の書類の記載漏れ・記載誤り、契約書類・添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 事務決裁及び専決について、西東京市事務決裁及び専決規程では、普通財産の貸付け及び行政財産の目的外使用許可については、副市長が専決できる事案と定めているが、部長又は課長が決裁しているものが見受けられた。

規程にのっとり適正な事務を行うべきである。

(3) まちづくり部 建築指導課

ア 予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、年度末に翌年度分となる文具の購入が見受けられた。

法令にのっとり適正な予算の執行を行うべきである。

2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」でも述べたとおり、一部に改善を要する事項が見受けられた。

過去数年の定期監査では、主管課契約に関する事務、補助金等交付に関する事務、情報セキュリティ対策に係る記録媒体の取扱いについての指摘が顕著となっている。原因としては、今までにも指摘したところであるが、所管事務に内在するリスクの認識不足が大きいと考えられる。

市では、規則等に加え、契約事務の手引きや補助金チェックシートのほか、情報セキュリティ実施手順などが整備されている。全ての部署が、各種手引等に基づき適正な事務を執行すべきであることは言うまでもないが、各種手引等に記載されていない事項であっても、事務処理の誤りや情報流出につながるリスクが想定されるような場合は、それらのリスクに対しても必要な対策を講じておく必要がある。

今後も、不適切な事務処理に対するリスクを課内で共有し、各種手引き等に基づく適正な事務が執行されることを期待するものである。

## 監査対象課の概要

### 【生活文化スポーツ部 産業振興課】

○分掌事務（令和4年3月31日現在）

- 商工係
- (1) 産業振興全般に係る基本的な企画及び調整に関すること。
  - (2) 商工業の振興に関すること。
  - (3) 商工業団体に関すること。
  - (4) 中小企業事業資金の融資のあっせんその他融資貸付指導に関すること。
  - (5) 中小企業相談及び勤労相談に関すること。
  - (6) 営業用計量器の検査に関すること。
  - (7) 勤労者及び雇用者に係る連絡調整に関すること。
  - (8) 西東京市勤労者福祉サービスセンターに関すること。
  - (9) 課内の庶務に関すること。
- 農業係
- (1) 農地の保全及び農業の振興に関すること。
  - (2) 農業者及び農業関連団体に関すること。
  - (3) 市民農園に関すること。
  - (4) 畜産に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
				1	1			2		1	6					11

※上記のほか、会計年度任用職員として、事務補助員1人が配置されている。

(2) 令和3年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
<b>【労働諸費】</b>								
01 労政関係事務費	12,581,000	12,171,071	409,929					12,171,071
02 勤労者等住宅資金融資事業費	10,000	9,208	792					9,208
03 中小企業共済事業費	4,386,000	3,580,500	805,500					3,580,500
<b>【農業振興費】</b>								
01 農業振興対策事業費	3,918,000	3,189,271	728,729					3,189,271
02 食と暮らしを支える農業支援事業費	3,837,000	3,813,827	23,173					3,813,827
03 多様な農業経営支援事業費	27,326,000	24,490,015	2,835,985		15,372,000			9,118,015
04 農地活用・農業交流事業費	3,762,000	1,599,926	2,162,074				1,196,040	403,886
<b>【商工振興費】</b>								
01 商工振興対策費	45,931,000	38,388,543	7,542,457		6,617,000			31,771,543
02 資金融資事業費	44,285,000	38,201,750	6,083,250				9,425,703	28,776,047
03 東伏見ふれあいプラザ運営費	9,807,000	9,406,950	400,050				3,168,000	6,238,950
04 産業振興マスタープラン推進事業費	20,490,000	19,602,001	887,999					19,602,001
05 中小企業事業資金融資あっせん基金積立金	1,000	452	548					452
06 新型コロナウイルス感染症対策事業費	633,749,000	516,828,659	116,920,341	516,828,659				
合計	810,083,000	671,282,173	138,800,827	516,828,659	21,989,000		13,789,743	118,674,771

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		671,282,173	83,107,295	754,389,468	3,667
内訳	特定財源	552,607,402	1,455,700	554,063,102	2,693
	一般財源	118,674,771	81,651,595	200,326,366	974

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,726人)

【まちづくり部 交通課】

○分掌事務（令和4年3月31日現在）

- 交通係
- (1) 交通政策に関すること。
  - (2) 公共交通等の計画及び運行に関すること。
  - (3) コミュニティバスに関すること。
  - (4) 交通安全対策の調査、計画及び調整に関すること。
  - (5) 交通安全思想の普及に関すること。
  - (6) 交通関係機関及び交通関係団体との連絡調整に関すること。
  - (7) 交通安全対策に関すること。
  - (8) 交通災害共済に関すること。
  - (9) 課内の庶務に関すること。
- 駐輪駐車対策係
- (1) 放置自転車対策等に関すること。
  - (2) 自転車駐車場の整備及び管理に関すること。
  - (3) 違法駐車対策に関すること。
  - (4) アスタ市営駐車場に関すること。
  - (5) 路外駐車場の届出等に関すること。
  - (6) 駐車場事業特別会計に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1			1		1	1	2	5					11

※上記のほか、会計年度任用職員として、放置自転車対策員1人が配置されている。



(2) 令和3年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
<一般会計>								
【土木総務費】								
03	コミュニティバス運行事業費	173,429,000	173,071,443	357,557	46,037,000			127,034,443
04	移動支援のあり方検討事業費	190,000	7,142	182,858				7,142
【交通安全対策費】								
01	交通安全推進事業費	9,972,000	5,800,042	4,171,958	160,000		495,000	5,145,042
02	違法駐車防止対策事業費	58,000	19,800	38,200				19,800
03	放置自転車対策事業費	162,794,000	157,027,595	5,766,405			16,166,000	140,861,595
04	市町村民交通災害共済推進事業費	211,000	166,070	44,930			165,570	500
【都市計画総務費】								
02	一般管理事務費	181,000	130,020	50,980				130,020
04	地域公共交通会議事務費	346,000	216,000	130,000				216,000
07	連続立体交差事業費	2,475,000	2,475,000	0				2,475,000
<駐車場事業特別会計>								
【駐車場管理費】								
01	駐車場運営管理費	108,766,000	100,521,740	8,244,260			100,521,740	
【基金積立金】								
01	基金積立金	20,201,000	20,200,883	117			20,200,883	
【利子】								
01	借入金利子支払費	4,000	0	4,000				
【予備費】								
01	予備費	2,238,000	0	2,238,000				
合 計		480,865,000	459,635,735	21,229,265	46,197,000		137,549,193	275,889,542

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合 計	市民1人当たり決算額 ※3
決 算 額		459,635,735	81,428,706	541,064,441	2,630
内 訳	特 定 財 源	183,746,193	0	183,746,193	893
	一 般 財 源	275,889,542	81,428,706	357,318,248	1,737

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,726人)

## 【まちづくり部 建築指導課】

○分掌事務（令和4年3月31日現在）

- 管理係
- (1) 建築基準行政に係る証明及び書面の閲覧に関すること。
  - (2) 建築確認申請等の受付及び交付に関すること。
  - (3) 建築確認申請等の手数料の徴収に関すること。
  - (4) 建築審査会及び建築紛争調停委員会に関すること。
  - (5) 建築に係る統計に関すること。
  - (6) 指定確認検査機関からの報告に関すること。
  - (7) 課内の庶務に関すること。
- 監察係
- (1) 違反建築物等の調査、摘発及び是正指導に関すること。
  - (2) 違反建築物等の是正命令その他の命令に関すること。
  - (3) 違反建築物等の行政代執行及び違反者の告発に関すること。
  - (4) 違反建築物等の防止に関すること。
  - (5) 西東京市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成28年西東京市条例第33号）に基づく紛争のあっせんに関すること。
  - (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく届出及び指導等に関すること。
- 審査係
- (1) 建築確認申請等の審査及び指導に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - (2) 建築物等の許可及び認定に関すること。
  - (3) 道路位置指定、変更及び廃止に関すること。
  - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく公開による意見の聴取に関すること（建築協定に係るものを除く。）。
  - (5) 日影規制に係る審査及び指導に関すること。
  - (6) 西東京市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく標識の設置に関すること。
  - (7) 建築協定の認可に関すること。
  - (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること。
  - (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく計画の認定等に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく計画の認定等に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - (11) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく審査に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - (12) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく許可に関すること。
  - (13) 仮使用申請の審査及び指導に関すること（他の係に属するものを除く。）。
  - (14) 東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号）に基づく建築物に附置する駐車施設の審査及び指導に関すること。
  - (15) 指定確認検査機関の照会に関すること（他の係に属するものを除く。）。
- 構造設備係
- (1) 建築確認申請等に係る構造及び建築設備の審査に関すること。
  - (2) 工作物に関すること。
  - (3) 特定建築物等の定期報告に関すること。
  - (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく計画認定、指導等に関すること。
  - (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定等のうち構造及び建築設備に関すること。

- (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画の認定等のうち構造及び建築設備に関すること。
- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく審査のうち建築設備に関すること。
- (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく認定に関すること。
- (9) 仮使用申請のうち構造及び建築設備の審査並びに指導に関すること。
- (10) 指定確認検査機関の照会のうち構造及び建築設備の審査並びに指導に関すること。

(1) 職員の配置状況 (令和4年3月31日現在)

(単位：人)

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
				1				4	1	4	5					15

※主任のうち1名は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、建築行政事務員1人、建築行政専門員1人が配置されている。

(2) 令和3年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【都市計画総務費】								
11 超過交付返還金等	2,000	1,356	644					1,356
【建築指導費】								
01 建築基準行政事務費	18,249,000	14,594,159	3,654,841		1,220,000		6,506,300	6,867,859
合計	18,251,000	14,595,515	3,655,485		1,220,000		6,506,300	6,869,215

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3	
決	算	額				
		14,595,515	102,409,246	117,004,761	569	
内	特	定				
		財				
		源	7,726,300	17,997,000	25,723,300	125
訳	一	般				
		財	6,869,215	84,412,246	91,281,461	444
		源				

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員(会計年度任用職員は含まない。)に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,726人)